

市第 4 号議案 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。）が定められたことに伴い、本市条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正の概要

(1) 放課後児童支援員の基礎資格に係る規定の改正（第 10 条第 3 項第 4 号）

学校の教諭となる資格を有する者の規定について、改正省令に合わせて、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者」に改めます。

改正前	改正後
学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大（第 10 条第 3 項第 10 号）

放課後児童支援員の基礎資格について、一定の実務経験があり、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大するため、新たに改正省令に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」が追加されたことに合わせて、条文を新設します。

改正前	改正後
(新設)	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 施行期日

公布日とする。